排水設備工事責任技術者共通試験の受験資格等について

- 1 当公社が実施する排水設備工事責任技術者共通試験を受験することができる者は、次のいずれ かの項目に該当する者とします。
 - ① 高等学校等*1の土木工学科等*2を修了して卒業した者で、排水設備工事等*3の設計及び施工並びにその双方の監督管理(以下「設計施工等」という。)に関し、1年以上の実務経験*4を有する者
 - ② 高等学校等を卒業した者で、排水設備工事等の設計施工等に関し、2年以上の実務経験を有する者
 - ③ 排水設備工事等の設計施工等に関し、3年以上の実務経験を有する者
 - ④ ①から③に準ずるものとして、次のアからエまでのいずれかの項目に該当する者 ア 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了 した者及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発施設(公共 施設及び認定施設を含む。)において、配管科を修了した者で、排水設備工事等の設計施 工等に関し、1年以上の実務経験を有する者
 - イ 高等学校等を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計施工等に関し、2年以上の実務経験を有する者
 - ウ 農業集落排水施設等の工事の設計施工等に関し、3年以上の実務経験を有する者
 - エ その他アからウまでに掲げる者に準ずるものとして理事長が認めた者
 - ※1 高等学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校をいいます。
 - ※2 土木工学科等とは、土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学 科、設備工学科又は衛生工学科をいいます。
 - ※3 排水設備工事等とは、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事をいいます。
 - ※4 実務経験等は、申込日で判断します。
- 2 次のいずれかの項目に該当する者は、受験することができません。
 - ① 破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 不法行為又は不正行為等により試験の合格又は条例等に違反して責任技術者としての登録を取り消され、試験実施日において2年を経過していない者
 - ③ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び 意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 受験申請書等の虚偽記載又は不正行為等が明らかとなった場合は、受験及び合格を取り消すことがあります。